

「紀年復元」の新手法～継体朝並立説から実年代を求める～

伊藤雅文(いとうまさふみ)

人為的延長の明白な『日本書紀』紀年

『日本書紀』の紀年延長については、いまや異を唱える者は誰もいないと言ってよいだろう。

『日本書紀』(以下『紀』と略す)は、初代天皇である神武天皇が即位された年を、西暦換算で紀元前660年であると設定している。紀元前660年と言えば、多少の歴史観の相違はあるとしても、縄文時代から弥生時代への過渡期にあたる。そのような時代に初代天皇が即位されたということは到底想定できないということを、現代人の我々は常識的に判断できるので、意図的に紀年延長が行われていると理解できるのである。

それは、具体的に初期天皇の崩御年齢や治世を見ても明らかだろう(図表1)。神武天皇即位を紀元前660年とするために、初期の天皇には非常な長寿とそれに起因する長い在位期間が与えられている。

また、第16代仁徳天皇までは成務天皇・仲哀天皇のつながり(伯父・甥)を除いてすべて父子継承とされている。記事からは70歳、80歳を越える超高齢での皇子誕生などが算出でき、明らかに無理のある設定がなされているのである。

■図表1 初期天皇の即位年と崩御年齢

		即位年	治世	崩御年齢			即位年	治世	崩御年齢
初代	神武天皇	BC660年	76年	127歳	10	崇神天皇	BC97年	68年	120歳
2	綏靖天皇	BC581年	33年	84歳	11	垂仁天皇	BC29年	99年	140歳
3	安寧天皇	BC548年	38年	57歳	12	景行天皇	71年	60年	106歳
4	懿徳天皇	BC510年	34年	77歳	13	成務天皇	131年	60年	107歳
5	孝昭天皇	BC475年	83年	114歳	14	仲哀天皇	192年	9年	52歳
6	孝安天皇	BC392年	102年	137歳	※	(神功皇后)	(201年)	69年	100歳
7	孝靈天皇	BC290年	76年	128歳	15	応神天皇	270年	41年	110歳
8	孝元天皇	BC214年	57年	116歳	16	仁徳天皇	313年	87年	87+α歳
9	開化天皇	BC157年	60年	115歳					

※神功皇后は摂政期間

紀年修正の試み

『紀』の紀年延長が確実となれば、それを修正しようという動きが起きてくるのが自然の摂理である。明治時代の東洋史学者である那珂通世以来、様々な方法でそれは試みられてきた。「紀年論」と言われるものである。

大東文化大学名誉教授である小林敏男氏の著書『日本古代国家形成史考』から引用すれば、次のようなものである。

- (1) 一世の平均年数によるもの。
- (2) 実際に即位した天皇の在位年数の平均によるもの。
- (3) 『古事記』の崩年干支によるもの。
- (4) 一年二倍暦（半年一年暦）によるもの。
- (5) 『書紀』の有記事年数（有記事の年数を在位年数とみる）によるもの。

氏は(1)(2)(4)(5)についてそれぞれの問題点を解説しつつ、(3)について「現在のところ紀年修正の方法のうち検討に値するであろう崩年干支の信憑性の問題を検討してみたい」として、中国・朝鮮半島史書や七支刀および稻荷山鉄剣銘文を用いて詳細に考察されている。結果、「仁徳天皇以降はほぼ信頼性があると判断」されつつも、「全面的にその信憑性を検証できなかった」と結論付けられている。

この小林敏男氏の論考に代表されるように、「現在のところ一番支持の多い」(3)でも確実な紀年修正法となり得ていない。すなわち、紀年復元へのアプローチ自体まだ一本化されていない状況と言ってよいと思われる。

通説「允恭天皇崩御453年・安康天皇即位454年説」

紀年復元法が定まらない現状では、当然のことながら復元紀年の定説と言えるものはない。しかしながら、広く受け入れられているように見えるいわゆる「通説」のようなものがある。それが、「允恭天皇が453年に崩御され、安康天皇が454年に即位された」とする説である。

『紀』の記述によれば、允恭天皇は治世42年（453年）の1月14日に崩御される。天皇は殯を経て10月10日、河内の長野原陵に葬られる。そして、安康天皇紀によれば允恭天皇を継いだ安康天皇が12月14日に即位される。

しかし、『紀』は越年称元法あるいは翌年称元法といわれる紀年法を採用しているので、安康天皇元年は翌454年ということになるのである。

一方、『古事記』（以下『記』と略す）では允恭天皇が崩御されるのは甲午年（454年）の1月15日とされ、『記』は当年称元法を採っているので安康天皇元年も454年ということになる。厳密に言うと『紀』と『記』で1年のずれが見られ、説の名称としては「安康天皇元年454年説」というのが正しいかもしれない。

この「安康天皇元年454年説」が、とりわけ倭の五王に関する論考では通説のように、見方によってはあたかも定説かのように用いられることが多い。

まずは筆者の考える紀年復元法について概要を述べた後に、この通説について考察し、その先に見える真実の復元紀年をあぶり出したい。

『原日本紀』仮説

筆者は著書『ヤマト王権のはじまり』（扶桑社新書）の中で、新たな紀年復元法を提示した。『原日本紀』仮説というものである。この『原日本紀』は筆者の命名であり、『日本書紀』の前段階として1年の抜けもない編年体文書である『原日本紀』が編纂されたのではないかというのがその主旨である。

その概要をここに略記する。

古代天皇の天皇紀には何の記事も記されない年が非常に多く存在する。筆者はそれを「無事績年」と称することとした。例えば、神武天皇の治世は76年とされるが記事がみられるのはわずか6年である。崇神天皇では治世68年のうち記事が記されるのは17年である。無事績年という視点から見れば、神武天皇紀には70年、崇神天皇紀には51年の無事績年があるということになる。

筆者は、『紀』における紀年延長はこの無事績年の挿入によって行われたのではないかと考えたのである。

この考え方自体は非常にシンプルで、従来着目されなかったこと自体が不思議である。

わずかに、先述（5）の「『書紀』の有記事年数（有記事の年数を在年数とみる）によるもの。」が該当すると言える。この説は1953年に笠井倭人氏が「上代紀年に関する新研究」として発表されたものである。氏は、「允恭紀以前の各紀において、記事の全く見られない空白の年次の多さに驚」き、「この空白年次を取り除く事によって、延長以前の紀年復元の途が開かれて来るのでは無かる

うか」として、「紀年論のなかでも、取り分け基幹的な枠組を担っている仲哀天皇から仁徳天皇に至る紀年を中心に考察をすすめ」られた。

しかし、その結論を「拙稿においてはじめて記注干支が延長以前の天皇崩年干支を伝えるものであり、「原書紀（筆者注：笠井氏が『日本書紀』の原典として想定されたもの）」の紀年とも密接に触れ合うものである事が証明されたと言うことが出来よう」というように、『記』の崩年干支に帰着させようとされた。

しかしながら、この説は注目を集めることができず、その後に強力な支持者も現れなかったようであり、2004年には、結論を崩年干支に帰着させようとして生じた反正天皇の治世年における例外や垂仁朝～成務朝で生じる崩年干支との乖離を指摘した批判が、鎌田元一氏から出されたようである（前出小林氏著書）。

「各天皇紀に見られる無事績年を削除すれば真実の紀年が見えてくるのではないか」という思考の出発点は筆者もまったく同じである。筆者が言うのは憚られるが、非常に可能性を秘めた論文だけに、笠井氏が『記』の崩年干支に執着されたことと、復元の基点を「通説に従い」允恭朝とされたことが残念でならない。笠井氏の論文発表時点で論争が巻き起こっていれば、紀年論に新たな展開が見えたのではないかと思うのである。

さて、筆者がなぜ無事績年の削除を考えたかについてである。

『紀』の編纂は、天武天皇の治世10年（681年）に、天皇が川島皇子ら12人に帝紀と上古の諸事の編纂を命じたことから始まったとされる。『紀』には序文がないが、『記』の序文と通底していると考えらるなら、主な編纂目的はこの時点で各氏族によって歪められた歴史を正して「後世に伝える正しい歴史」を記録しなおすというものである。

しかし、39年後の720年に舎人親王から元正天皇に撰上された『日本書紀』は、日本が中国に比肩しうる長い歴史を持った国であると宣言したり、各氏族の始祖伝承を古い時代に押し込めた「脚色された歴史」「創作された歴史」になっているのである。

特に、神武天皇の即位を紀元前660年にするといった極端な紀年延長は、海外、当時の唐に対して有効なのであって、国内向けに必要なだとは思われない。

つまり、どこかの時点で編纂方針の変更があったのだと考えられる。最も可能性が高いのは天武天皇の崩御（686年）であろうか。最高決定権者の突然の崩御により、『紀』の編纂は長い紆余曲折を経ることが運命付けられたのだと推測する。

そこで、筆者は天武天皇の詔からそう長い年月を経ないうちに『紀』の一段階前の（本来の目的はそうではないが結果的にそういう位置づけとなった）文書で

ある『原日本紀』が完成していたのではないかと考えた。

編纂開始にあたっては、全国の氏族から大量の記録や伝承が集められたはずである。しかし、それらに大幅な紀年延長操作が施されていたとは考えられないし、ここで詳細は省くが5世紀中頃以前のものには干支自体が付されていなかった可能性が高いと思われる。つまり、膨大な史料とはいいいながら、極端に内容の異なるものばかりというわけではなく、最も大きな違いと言え、各氏族が勝手に書き加えたりねつ造したりした皇統との関係性などであったのではないかと推測する。

それらを川島皇子ら編纂者が「天武天皇の求める正しい歴史」に組み立てていくわけであるが、ここにその原型とされた中国の史書が登場する。『春秋』である。

『紀』は、中国正史の用いる紀伝体ではなく編年体で記されているが、その形式は『春秋』を踏襲して、年・四季（春夏秋冬）・月・日（干支）・記事の順で記述される。令集解にも、8世紀初頭に『春秋』を意識した国史編纂が行われていたことが記されている。

その『春秋』は242年にわたって1年の抜けもなく連綿と歴史をつづっている。ほかの編年体の史書『漢記』でもほぼ抜けなく書き連ねているし、『漢書』も本紀においては200年以上にわたって毎年記事を重ねている。つまり、編年体を用いる以上、毎年何らかの出来事を記していくというのがいわば鉄則なのではないだろうか。

そうであれば、『原日本紀』も同様に1年の抜けもなく毎年何らかの事績や出来事を書き連ねた文書だったと考えてよいのではないか。筆者はそう推断したのである。

そして、『原日本紀』はいったん完成形として仕上げられたのではないか。しかし、撰上されることなく、編纂方針の変更により紀年延長を命じられる。それを実行するために編纂局が採用したのが、無事績年の挿入という方策だったのではないかと仮定した。

以上が筆者の唱える『原日本紀』仮説の概要である。

通説「允恭天皇崩御453年・安康天皇即位454年説」を検証する

さて、允恭天皇崩御年および安康天皇即位年が紀年復元の定点のように通説化されたのには、次の2つの要因があると思われる。

(1) 允恭天皇以前の天皇紀に空白の年が多い

これは『紀』が研究され始めたときから気付かれていたが、允恭天皇以前の天皇紀に多くの空白の年が存在するということである。この空白年は筆者の用いる無事績年と同義である。

空白の年が多いのは人為的に紀年が引き延ばされたことを示しているとして、允恭天皇以前に紀年延長操作を想定したことがあげられる。実際、允恭天皇以前の無事績年を確認すると図表2のようになる。

約1100年に及ぶ治世のうち実に約900年が無事績年となっている。そして、允恭天皇以後の安康天皇、雄略天皇、清寧天皇、顕宗天皇の治世には無事績年は見られない。すなわち、允恭天皇がひとつの画期となっているのは明らかである。

■図表2 天皇の在位年数と無事績年（第23代顕宗天皇まで）

代	天 皇	在位年数	無事績年
1	神 武	76	70
2	綏 靖	33	28
3	安 寧	38	33
4	懿 德	34	30
5	孝 昭	83	79
6	孝 安	102	96
7	孝 靈	76	72
8	孝 元	57	51
9	開 化	60	55
10	崇 神	68	51
11	垂 仁	99	77
12	景 行	60	36

代	天 皇	在位年数	無事績年
13	成 務	60	53
14	仲 哀	9	5
	(神 功)	(69)	(48)
15	応 神	41	18
16	仁 徳	87	58
17	履 中	6	0
18	反 正	5	3
19	允 恭	42	28
20	安 康	3	0
21	雄 略	23	0
22	清 寧	5	0
23	顕 宗	3	0

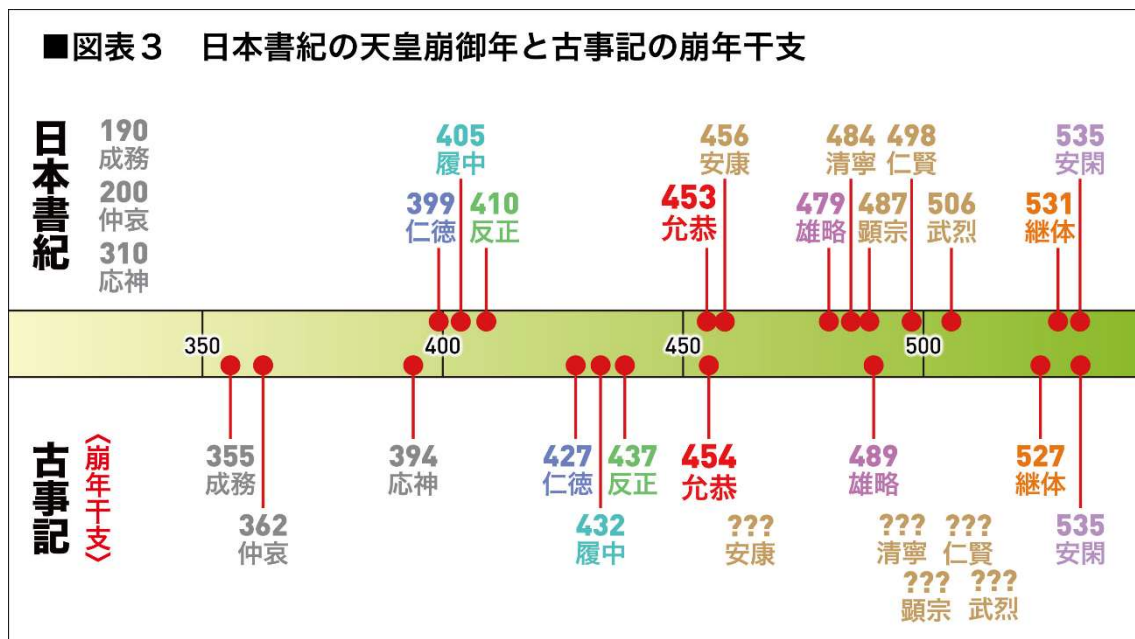
無事績年は見られない

(2) 允恭天皇崩御年が『紀』『記』で一致する

もう一つの要因は『記』の崩年干支であると考えられる。

『記』は第33代推古天皇の治世までを記すが、そのうち15名の天皇について崩御された年の干支を記している。しかし、それは不可解なことに『紀』の記述から算出できる天皇の崩御年とは大きく異なっている。4世紀半ばから6世紀半ばでは図表3のようになる。

■図表3 日本書紀の天皇崩御年と古事記の崩年干支



この中で、允恭天皇の崩御年が、1年のずれを誤差と見れば一致しているのがある。それが根拠とされているように思われる。

しかし、この論拠については、筆者は懐疑的である。次のような経緯があったのではないかと推測する。極言すると、倭の五王の比定に都合がよいという理由からではないかと思うのである。

『紀』の設定では、412年から453年の間は允恭天皇の治世となっている。しかし、中国の史書『宋書』には、この間、倭の五王のうち「讃」「珍」「済」という3人の王が朝貢した記録が残っている。

「允恭天皇の治世以前が意図的に延長されているのは確かだが、どのように復元したらよいか」と考える研究者に、『記』の崩年干支は魅力的に見えたのではないだろうか。

崩年干支では、427年に仁徳天皇が崩御され、432年に履中天皇が崩御され、437年に反正天皇が崩御されたことになっている。そして、允恭天皇の崩御年は上述のように日本書紀とほぼ一致する。

『宋書』で、421年と425年に朝貢した倭王讃には仁徳天皇が当てはまる。438年に朝貢した倭王珍は、崩御前に送り出した使いが崩御後に中国に着いたと考えれば、反正天皇が当てはまる。そして、443年に朝貢した倭王済は、もちろん允恭天皇が当てはまる。

つまり、崩年干支は允恭天皇の治世が延長される前の真実の紀年を記しているのではないかと推測する。崩年干支に着目した研究者は、当然そう考えたはずである。それが論拠とされるにいたった出発点だったのではないかと、筆者は想像する。

しかし、これだけでは（２）の根拠は弱いと言わざるを得ない。

１年のずれは誤差の範囲内としても、根拠とするなら少なくとも允恭天皇後の天皇の崩年干支が『紀』と一致することが求められるだろう。だが、それはまったく一致していないのである。安康天皇、清寧天皇、顕宗天皇、仁賢天皇、武烈天皇については崩年干支自体記されていない。崩年干支が記されている雄略天皇でもそれは４８９年であり、『紀』の記す４７９年とは１０年の差が認められるのである。

崩年干支と『紀』の記述が一致してくるのは、５３５年崩御の安閑天皇以降なのである。

また、この通説に基づいて、倭王済の次の倭王興は安康天皇であるというのが当然のごとく語られている。

『宋書』では、その興はおそらく４６０年に朝貢して４６２年に授号する。

しかし、『紀』では安康天皇は治世３年に皇后の連れ子である幼い眉輪王に殺される。治世３年といえば４５６年である。『紀』の記述にしたがえば、倭王興＝安康天皇説は即座に否定されるのである。『記』は安康天皇の崩年干支を記さず、「天皇は７歳の目弱王に殺された」と記すのみなので記述内の整合性をとることは可能であるが、安康天皇の治世が興の朝貢・授号まで続いたと考えるのは、やや恣意的なのではないかと思われる。

こう見てくると、（１）の允恭天皇以前の紀年延長想定については同意するとしても、（２）の具体的年代を冠する「４５４年安康天皇即位説」には大きな疑問を呈さざるを得ない。

「第２期無事績年」の出現

では、正しく定めるべき年はいつがよいであろうか。ここでは、「無事績年」というものの存在から考えてみる。

筆者も前節（１）の允恭天皇以前の天皇の治世が意図的に延長されているという考えに異論はない。多くの無事績年が挿入されたと考えられるからである。

しかし、無事績年はそれより後世にも見られるのである。第２０代安康天皇から第２３代顕宗天皇までの４代には無事績年はないのだが、第２４代仁賢天皇、２６代継体天皇、２８代宣化天皇、２９代欽明天皇の治世に再度現れるのである（図表４）。

筆者はこれを「第２期無事績年」と名付けたが、この第２期無事績年は允恭天皇以前の無事績年に比べると非常に中途半端に見える。允恭天皇以前のように

大量の無事績年を挿入するわけではなく、天皇の治世で合計 17 年、継体天皇崩御から安閑天皇即位の間の 2 年の空白を含めて合計 19 年しかないのである。

■図表 4 天皇の在位年数と無事績年（第23代顕宗天皇まで）

代	天 皇	在位年数	無事績年	代	天 皇	在位年数	無事績年	代	天 皇	在位年数	無事績年
1	神 武	76	70	13	成 務	60	53	24	仁 賢	11	2
2	綏 靖	33	28	14	仲 哀	9	5	25	武 烈	8	0
3	安 寧	38	33		(神 功)	(69)	(48)	26	継 体	25	7
4	懿 德	34	30	15	応 神	41	18	27	安 閑	2	0
5	孝 昭	83	79	16	仁 德	87	58	28	宣 化	4	1
6	孝 安	102	96	17	履 中	6	0	29	欽 明	32	7
7	孝 靈	76	72	18	反 正	5	3	30	敏 達	14	0
8	孝 元	57	51	19	允 恭	42	28	31	用 明	2	0
9	開 化	60	55	20	安 康	3	0	32	崇 峻	5	0
10	崇 神	68	51	21	雄 略	23	0	33	推 古	36	(1)
11	垂 仁	99	77	22	清 寧	5	0	34	舒 明	13	0
12	景 行	60	36	23	顕 宗	3	0	35	皇 極	4	0

第2期無事績年

	安 康	雄 略	清 寧	顕 宗	仁 賢	武 烈	継 体	(空白)	安 閑	宣 化	欽 明
治世年	3	23	5	3	11	8	25		2	4	32
第2期無事績年	0	0	0	0	2	0	7	2	0	1	7

允恭天皇以前の無事績年（いわば第1期無事績年）は、明らかに紀年延長のために挿入されたと考えてよいだろう。では、この第2期無事績年はいったい何なのか。

筆者は、この第2期無事績年が生じた原因を突き止めることこそが、真の紀年復元への鍵だと考えた。

「継体天皇朝並立説」という解

そして、たどり着いたのが「継体天皇朝並立説」である。正しく言えば、継体天皇朝と仁賢天皇・武烈天皇朝の並立ということになる。

結論から言えば、この王朝並立を直列の歴史に編み上げた結果として第2期無事績年が生じたと考えられるのである。

まず継体天皇紀に目を通すと、天皇は即位されたのち治世20年目にして初めて大和の磐余玉穗宮に遷宮されたと記す。それまでは、治世元年に河内の樟葉宮で即位され、治世5年に山背の筒城宮に遷られ、12年に弟国宮に遷られたとされる。つまり、即位から19年間は和に入ることができず、その北縁部を転々とされているのである。

この6世紀初頭には、まだ律令制も定まらず、中央集権化も進んでいなかったと考えられている。大和に継体天皇を認めない勢力がいたという説などもあるが、そのような状況ではたして天皇（当時は大王だろうが便宜上天皇を用いる）としての権威を正常に行使することができるものだろうか。

それが難しいと考えると、継体天皇が大和に入ることのできなかった19年間、大和には別の天皇が存在したのではないかと推察せざるを得ないのである。

そして、筆者がその19年間大和で天皇として在位されていたと想定したが、11年間天下を治めたとされる仁賢天皇と8年間天下を治めたとされる武烈天皇の二人なのである。

『紀』の設定では、第24代仁賢天皇・第25代武烈天皇は、第26代継体天皇の前の天皇とされているが、実は二王朝が並立していた可能性を想定し得ると考えたのである。

並立期間は西暦で言うと507年から525年となる。

第23代顕宗天皇が506年に崩御された後、大和の石上広高宮で仁賢天皇が即位され、一方、河内の樟葉宮で継体天皇が即位されて並立状態に陥ったと思われる。そして19年後、理由は別途検討が必要だが、武烈天皇の崩御により並立は解消されたと推論した。

王朝並立から第2期無事績年の出現まで

継体天皇朝並立説の論拠は後に述べるとして、現実の王朝並立がどのような過程を経て、現在我々が目にする『日本書紀』となっていたのかを考えていく。

前提は、先に述べた『原日本紀』の存在である。

繰り返しになるが、『原日本紀』は天武天皇が川島皇子らに命じた「後世に伝える正しい歴史」として編纂されたものであり、初代天皇即位から1年の抜けもなく編年体で綴られたものであったと考えられる。誤解を避けるために付記しておく、ここでいう「正しい歴史」とは必ずしも真実の歴史という意味ではな

く、成立時点で「今後、これが正しい日本の歴史とする」と決定付ける意味での正しい歴史のことである。天武天皇の望んだ歴史と言ってよいかも知れない。

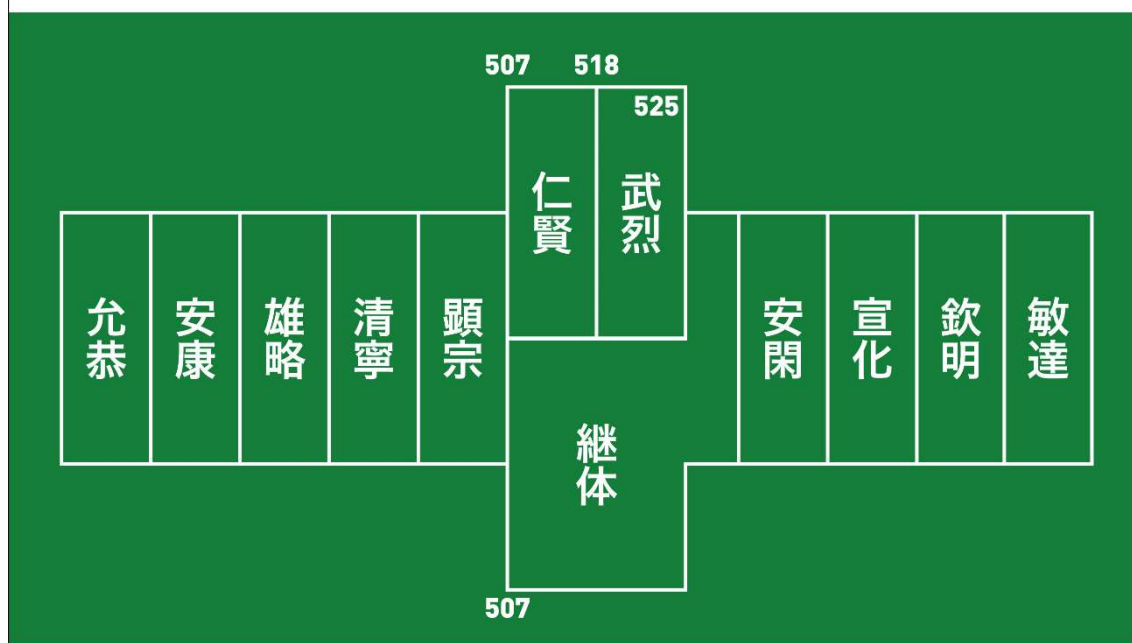
その『原日本紀』はいったん完成したのだと筆者は考える。しかし、天武天皇の崩御などの要因により編纂方針が変更される。『原日本紀』は撰上されずに、さらに紀年の延長と氏族の始祖伝承の挿入が命じられたのだと推測する。その結果として最終的に撰上されるのが『日本書紀』なのである。

その視点から編纂過程を追っていく。

現実の事象として、507年から525年までの19年間、王朝が並立する。片方は継体天皇朝である。もう片方は、507年から517年までが仁賢天皇、518年から525年までがそれを継いだ武烈天皇という大和の王朝である。

まず、『原日本紀』の編纂当初に、全国から集められた氏族伝来の記録やその他諸々の史料から、現実の王朝並立をそのまま反映した歴史が組み立てられる(図表5)。

■図表5 編纂当初に作られた歴史イメージ

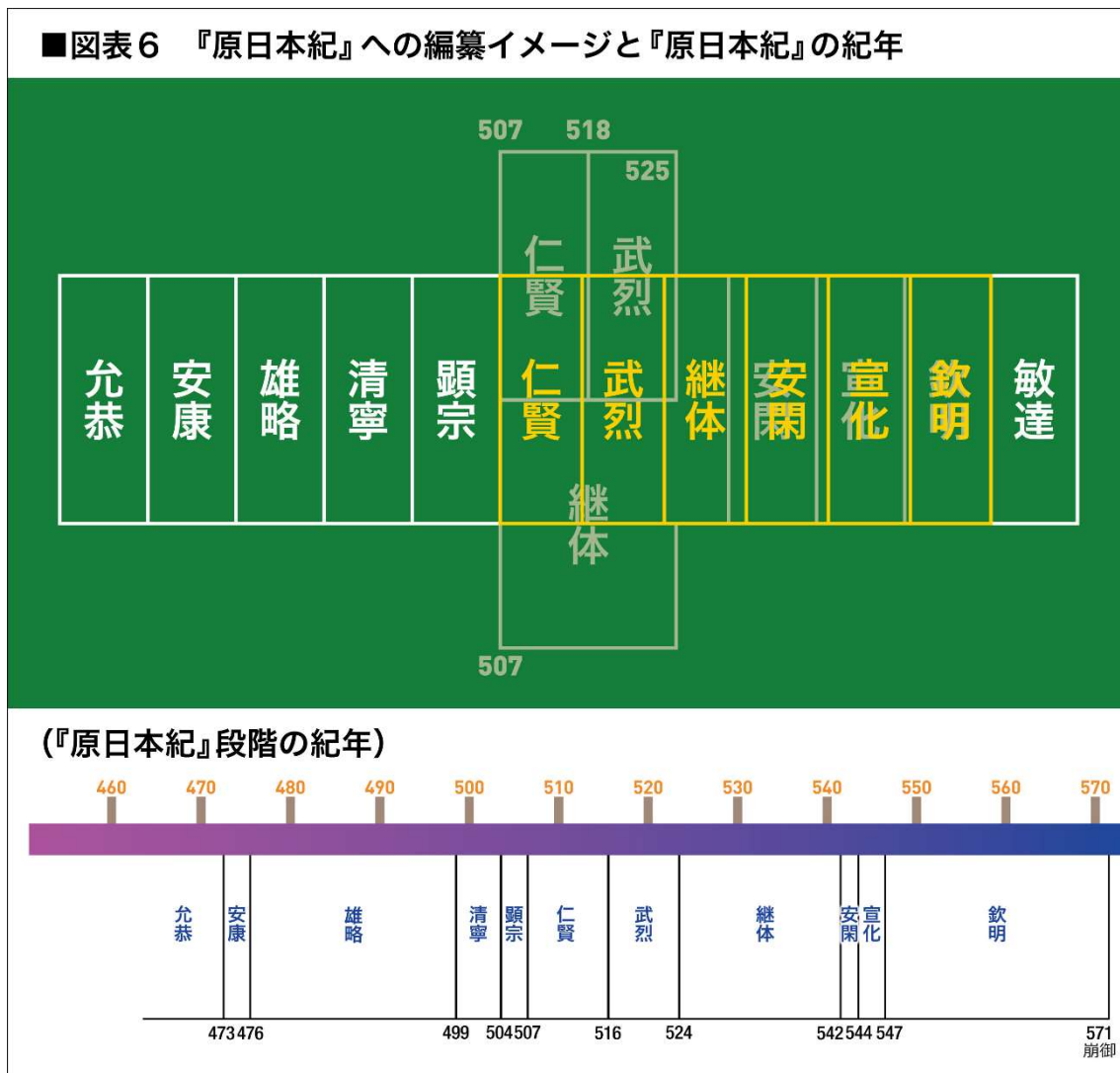


しかし、そこで王朝の並立は好ましくないものと判断されたのだと思われる。未来へ伝えるべき正しい歴史として、万世一系肅々と天皇位が受け継がれることが求められたのであろう。そこで、並立した王朝の直列への並べ替えが企図されたのだと考える。

その際、仁賢天皇の大和の王朝が507年に誕生し、それを武烈天皇が継いだ後に継体天皇が即位されたという風に並べようとすると、重なった19年間で

どこかで吸収し、調整する必要が生じる。

それを、『原日本紀』編纂段階では後の欽明天皇の治世までの間で行ったのだと想定した。仁賢天皇・武烈天皇の治世を507年より前にずらすという選択肢も当然あったと思われるが、それを採用しなかったのは、この時点ではあくまでも正しい歴史としての年代観を大きく損ないたくなかったのではないかと推察する。すると、『原日本紀』での紀年はこのようになる（図表6）。



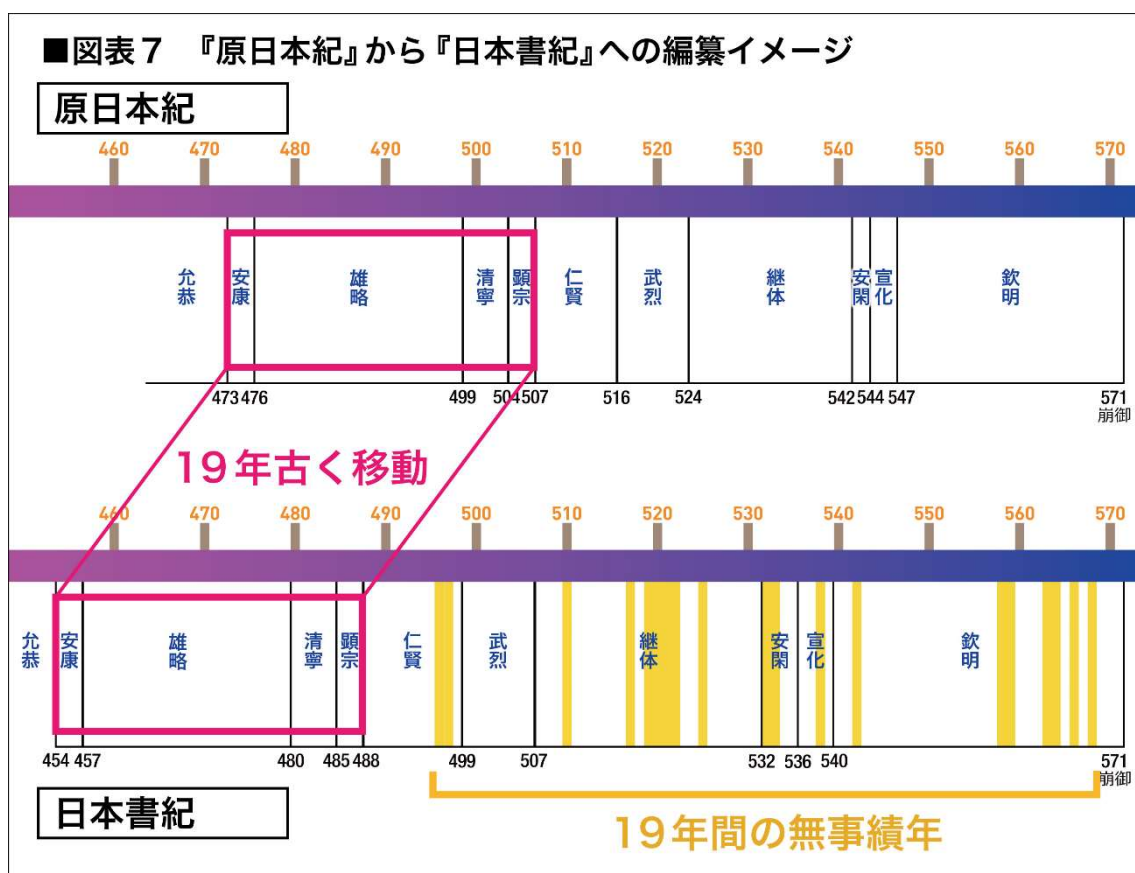
ところが、出来上がった『原日本紀』は撰上されることなく、紀年延長が命じられる。それを受けて、日本書紀編纂局では正しい年代観を捨て去った紀年延長操作へと入っていく。すなわち、允恭天皇以前の天皇については長い治世と寿命が与えられたり、欠史八代が創作されたりして、『紀』の完成形へと近づいていくのである。

さて、この最終段階で王朝並立期の天皇の治世はどうなるだろうか。

『原日本紀』から日本書紀への編纂過程において、允恭天皇以前に紀年延長が施されると同時に、『原日本紀』段階で治世が縮められていた4人の天皇、仁賢天皇、繼体天皇、宣化天皇、欽明天皇の治世も本来の年数に戻されるのではないだろうか。繼体天皇と安閑天皇の間の2年を仮に安閑天皇の治世だったと見ると、それも含めてである。

しかし、王朝並立の図式に戻されることは考えられない。正しい年代観をある意味放棄した状況では、わざわざ不都合な真実を描く必要はないからである。するとどうということになるかというと、繼体天皇が507年に即位される前の紀年が実際の年代より19年古くなってしまうのである。具体的には、治世に延長操作の施されない安康天皇から、雄略天皇、清寧天皇、顯宗天皇までの治世がそっくりそのまま19年古く移動してしまうのである。

そして、それと同時に仁賢天皇から欽明天皇の治世に合計19年間の無事績年が生じるのである(図表7)。この期間(仁賢天皇から欽明天皇)の天皇紀を、最初の史料に戻って記述しなおすことができなかつたか、その時間的余裕がなく、『原日本紀』に無事績年を挿入することによって各天皇の治世年を復帰したためだと考えられる。



以上が、筆者の想定する現実の王朝並立から『紀』撰上に至る紀年設定の経緯である。要するに、第2期無事績年の出現にはこのような複雑な原因があったと推測できるのである。

二王朝並立の痕跡

では、継体朝と仁賢・武烈朝の二王朝並立の論拠について見ていく。

安閑天皇の空白の2年間を加えた合計19年の第2期無事績年と、継体天皇即位後19年間の王朝並立期間が一致することでも、王朝並立の可能性を十分に示唆していると考えられるが、『紀』の記述自体からもその根拠を探ることができる。

それは、並立期間の両王朝の天皇紀に奇妙な一致や混同がたくさん見られるということである。それも、両者の記事を一度横に並べて検討したと考える限り生じないと思われる不可解なものばかりなのである。

いくつもあるが、ここでは特徴的なもの2つについて概略を示す。

(1) 前天皇の葬送

『紀』によれば、仁賢天皇は前天皇である顕宗天皇を、治世2年10月3日に傍丘磐杯丘陵に葬る。

一方、継体天皇は前天皇の武烈天皇を治世元年の10月3日に傍丘磐杯丘陵に葬る。

仁賢天皇2年は『紀』本来の設定では489年だが、王朝並立の編年表では508年となる。そして、継体天皇元年は507年である。1年のずれはあるが、同じ10月3日に同じ傍丘磐杯丘陵に葬るというのはあまりに奇妙な一致である。後の延喜式や宮内庁の治定では、顕宗天皇陵は南の陵、武烈天皇陵は北の陵というように南北に分けられているが、『紀』ではまったく同じ場所と読み取れる。つまりひとつの事実が2カ所に流用あるいは転用されているとみることができるのである。

(2) 立太子と皇后

継体天皇紀は治世7年に勾大兄皇子（後の安閑天皇）が皇太子となったことを記す。一方、仁賢天皇紀も治世7年に小泊瀬稚鷦鷯尊（後の武烈天皇）が皇太子になったことを記す。ともに王朝並立の編年表では513年となる。

この二人の皇后についても謎がある。

勾大兄皇子は立太子の年（継体天皇7年）に春日皇女を娶り、後年即位した後

春日山田皇女を皇后とされる。この二人の皇女は同一人物をみてよいだろう。仁賢天皇と和珥臣日爪の娘である糖君娘の間に生まれたとされる。

一方、小泊瀬稚鷦鷯尊は即位した後、春日娘子を皇后とされる。こちらは不思議なことに出自不詳だとされている。

どちらの天皇・皇后にも子どもができず、武烈天皇紀では天皇自身が後嗣がないので小泊瀬舎人を設けて名を後世（萬歳）に残し、継体天皇紀では春日皇女が後嗣ができないのを悲しみ匝布屯倉を設けて名を万世（萬代）に残される。これは話が対になっているように見える。つまり、もとは一つの話であり、春日皇女と春日娘子は一人の人物だったのではないかと思われる。

それに関して、継体天皇 7 年に気になる記事がある。

勾大兄皇子が春日皇女を迎えて歌を詠むのだが、それに答えて春日皇女が詠む歌の内容が次のようなものである。

初瀬川を流れてくる、竹の組み合わさっている節竹。その根元の太い方を琴に作り、末の細い方を笛に作り、吹き鳴らす御諸山の上に、登り立って私が眺めると、磐余の池の中の魚も水面に出て歎いています。わが大君が締めておいでになる、細かい模様の御帯を結び垂れて、（そのタレと同音の）誰でもが顔に出して、お別れを歎いています。

（宇治谷孟『日本書紀（上）全現代語訳』講談社学術文庫より引用）

「初瀬川」「御諸山」「磐余」に注目すると、歌の舞台は奈良盆地の南東部、三輪山付近のことであることがわかる。

しかし、この当時継体天皇の宮は山背の筒城にあり、まだ大和に入ることができていないのである。そんな時に皇太子の勾大兄皇子が大和の地にいるはずがないのである。

一方、武烈天皇の名は小「泊瀬」稚鷦鷯尊であり、宮は泊瀬の列城宮である。すると、どの時期かは不明としても、春日娘子を迎えた時に詠まれた（と『原日本紀』段階で編纂された）可能性が高いのではないかと考えられる。

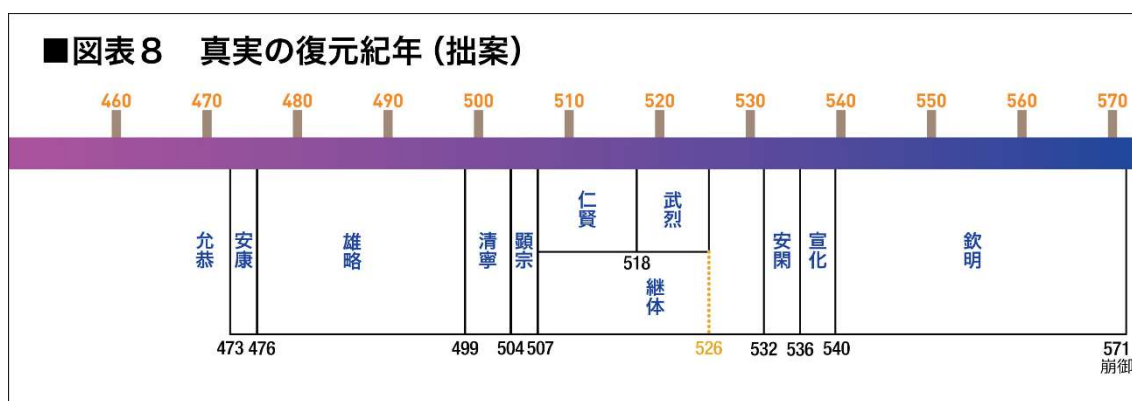
すなわち、継体天皇紀に描かれた安閑天皇と春日皇女に関する記事は、武烈天皇と春日娘子の話が分割もしくは投影されて語られていると推察してよいのではないだろうか。

このように、2つの王朝の天皇紀に並立の痕跡、『原日本紀』編纂以前の段階で一度左右に並べた痕跡が残っているのである。

真実の紀年復元の定点は「506年顕宗天皇崩御」である

今回の考察の結論としては、『日本書紀』から『原日本紀』を復元し、さらに第2期無事績年の原因となった継体天皇朝と仁賢天皇・武烈天皇朝の並立を復元することによって初めて真実の紀年が復元できるということになる。

その復元紀年は図表 8 のようになる。



つまり、紀年復元の定点となるのは、506年の顕宗天皇崩御とみてよいのではないだろうか。あるいは、それ以前の天皇紀において安康天皇まで無事績年がないことを考慮すると、472年允恭天皇崩御を定点と言ってよいかもしれない。点ではなく面で見ると、472年から506年がさらに古代へさかのぼる滑走路となるのだろう。

そして、この復元紀年は、無事績年を削除することによって復元される『原日本紀』の編年表において、顕宗天皇以前の紀年に何ら影響を与えることはない。それは、第2期無事績年のなかで自己完結する紀年操作だからである。筆者はこの整合性こそ『原日本紀』仮説の信ぴょう性を一層高めるものであると考えている。

したがって、允恭天皇以前の天皇紀に見られる無事績年を削除していけば初代天皇の即位年に到達できることとなる。筆者の考える初代天皇の即位年は西暦301年となるのであるが、その詳細は別稿にゆずることとする。

おわりに

本稿では、継体天皇朝並立という新説を述べるとともに、新たな紀年復元法を提示した。

筆者はこの紀年復元法の方が大事だと考えている。明治時代的那珂通世以来、紀年論の主流は干支を用いたものであると思われるが、いまだに定説といわれる復元紀年は示されることがない。

だが、今回検証した允恭天皇の崩御年や、特に神功皇后に関連して主に実年代で4世紀後半に引用されることの多い「干支を120年繰り下げれば実年代が求められる」という説などが通説化している。この120年についても明確にどの天皇からどの天皇までとか、どの時点からどの時点までを繰り下げるのかなど非常にあいまいなまま語られている。筆者には都合の良い時にだけ用いられる「魔法の通説」となっているようにみえる。

全国で日夜発掘は続けられ、古代の遺跡・遺物は日々発見されている。科学的分析法も急速な進歩を遂げている。考古学の成果や分析結果を、『日本書紀』をはじめとする歴史とクロスチェックして古代の真実に迫るためには確かな編年表が必須である。そのためにも、紀年復元は最優先事項であるべきだと考える。

明治時代からすでに三つの時代を経て令和となった現代に即した紀年論が活発化し、一刻も早く多くの英知を結集した編年表が出来上がることを期待したい。本稿の試論がそのひとつのきっかけとなれば幸いである。

(参考文献)

坂本太郎ほか校注『日本書紀〔全5冊〕』岩波文庫1994～1995
宇治谷孟『日本書紀（上・下）全現代語訳』講談社学術文庫1988
中村啓信訳注『新版古事記』角川ソフィア文庫2009
小林敏男『日本古代国家形成史考』校倉書房2006
笠井倭人『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館2000
伊藤雅文『ヤマト王権のはじまり』扶桑社新書2019

[著者:自己紹介]

歴史研究家。兵庫県たつの市生まれ。広島大学文学部史学科卒。

【著書】『日本書紀「神代」の真実』（ワニブックスPLUS新書）、
『邪馬台国は熊本にあった！』（扶桑社新書）
『ヤマト王権のはじまり』（扶桑社新書）

【YouTube】「古代史新説チャンネル」配信中

【ブログ】「邪馬台国と日本書紀の界限」更新中